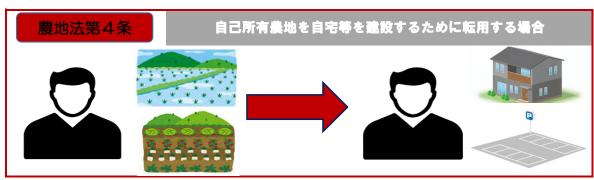
# 農地を所有している方へ

## 農地を売買・賃貸するとき、また転用するとき は許可が必要です!







農地を人に売ったり、農地を農地でなくする(農地に区画形質の変更を加えて住宅用地や駐車場・資材置場などの用地に転用する)場合は農業委員会へ相談・申請を忘れずにするようにしてください。申請締め切りは毎月10日です。





県知事又は農業委員会の許可を 受けずに行う農地転用は違法で あり許可なく農地を転用した場 合は刑事罰を含めた処分の対象 となります。



### 農地転用許可後は1ヶ月以内に法務局で土地地 目変更手続きを忘れずに!!

農地転用に係る許可を受けただけでは地目は変わり ません!

必ず法務局にて地目変更登記手続きを行ってください。

地目変更は地目に変更が生じた日から「1ヶ月以内」に変更手続きを行わなければならないと定められています。【不動産登記法第37条】







#### 固定資産税の評価が変わります!

固定資産税の評価が農地から農地以外へ評価替えになります! その場合、農地に適用されている軽減措置がなくなり、固定資産税額 が変わります。

個々の土地の評価については利府町役場税務課資産税係(022-767-2329)へお問い合わせください。

#### 相続税上の取り扱いが変わります!



固定資産税の評価が農地から農地以外(山林や雑種地など)へ評価替えになると、相続税上の評価が変わる場合があります。

詳しくは塩釜県税事務所(022-365-4191(代))へお問い合わせください。

### 利府町農業委員会